

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者

報 告 書

私は、 年度香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付申請兼実績報告書を提出するにあたり、下記1及び2に該当することを報告します。

なお、下記3、4及び5について了解しています。

- 1 交付申請に係る補助金対象設備投資について、国・自治体等から補助金の交付その他の助成を受けていないこと。（香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第7号関係）
- 2 交付申請に係る補助金対象利子について、国・自治体等から利子に対して直接助成を受けていないこと。（要綱第5条第1項関係）
- 3 補助金の交付決定後、上記1及び2に反することが判明した場合には、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）（以下「規則」という。）第17条及び第18条の規定に基づき、交付決定が取り消されるとともに、交付された補助金を県に返還すること。
- 4 補助金の交付決定を取り消された場合において、上記3により、補助金の返還を命ぜられたときは、規則第19条の規定に基づき、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付すること。
- 5 次年度以降、国・自治体等からの設備投資に対する助成（要綱第3条第7号関係）や設備投資のための借入金の利子に対する助成（要綱第5条第1項関係）を受けることとなった場合には、助成を受けることになった日の属する年度以降の補助金交付申請を受け付けないこと。

以上